

上越市市民投票条例の概要

目的 (第1条関係)	市政運営に係る重要事項について、投票を通じ広く市民の意見を確認し、その結果を尊重した上で、市政運営に反映させることにより、市民参画を推進し、市民主体の市政運営に資すること。
投票の対象事項 (第2条第1項関係)	市及び市民に直接の利害関係を有する事項（市の権限に属さない事項にあつては、対外的に市の意思を表示するものに限る。）であつて、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対の意思を問う必要があるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ①法令に基づき住民投票を実施することができる事項 ②市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部事務処理に関する事項 ③市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項 ④その他市民投票の実施が不相当と認められる事項
投票資格者 (第3条関係)	年齢満18歳以上の市民で、次のいずれかに該当する者とする。 ①上越市に住民票が作成された日から引き続き3か月以上上越市の住民基本台帳に記録されている者 ②上越市に外国人登録原票が登録された日から引き続き3か月以上上越市の外国人登録原票に登録されている永住外国人のうち、投票資格者名簿への登録を申請した者

